

# 令和3年度次世代自動車技術革新対応促進

## 助成事業 募集案内

(公財)静岡県産業振興財団では、静岡県と連携して、EV化(電気自動車)、自動運転化などに対応するため、次世代自動車分野に関する新技術・新製品への実用化を目指した研究開発等の取り組みに対し、その開発費を助成します。

**募集期限 令和3年5月19日(水)正午<必着>**

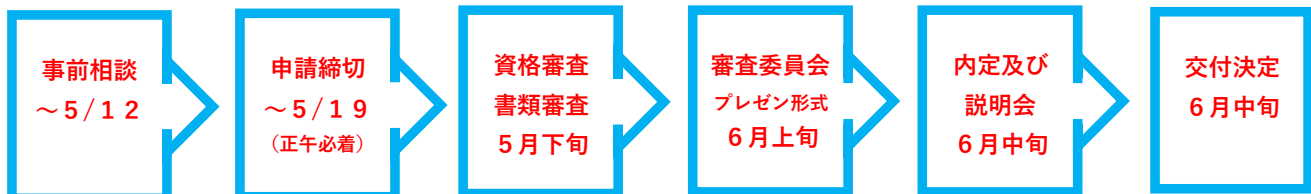
※事前相談 令和3年5月12日(水)まで

### 助成事業メニュー

- ・産学官連携型
- ・一般型
- ・事業化型



### 交付決定までのスケジュール(予定)



※事前相談は申請する事業内容・経費が適正か判断するために重要です。事前相談なしに申請された場合、受付できないことや受付後に事務局判断により申請経費の削減もありますので予めご承知おき下さい。

### 【提出書類】

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| ① 様式第1号交付申請書、様式2号事業計画書              | 12部 (正1部、写11部) |
| ② 様式第3号反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書     | 1部             |
| ③ 会社案内                              | 12部            |
| ④ 直近の県税納税証明書(複写、領収書は不可)             | 1部             |
| ⑤ 直近2期の決算報告書※                       | 12部            |
| ※貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費の明細 |                |
| ⑥ 研究概要表                             | 12部            |
| ⑦ 確認書                               | 1部             |

▼申請書類等のダウンロードは以下ホームページよりお願いします。

新成長産業戦略的育成事業 <http://shizuoka-shinseicho.jp/>

各助成事業の詳細については、裏面をご覧ください。

### 【お問合せ・申請先】

公益財団法人静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム  
(静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階)

TEL: 054-254-4512 E-mail: sangyou@ric-shizuoka.or.jp

◆ 助成事業メニュー

事業名	次世代自動車技術革新 対応促進助成事業 (産学官連携型)	次世代自動車技術革新 対応促進助成事業 (一般型)	次世代自動車技術革新 対応促進助成事業 (事業化型)
事業内容	<u>次世代自動車分野に関する</u> 新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を大学・公設試験研究機関と連携して行う事業 ※構想段階のものは、対象外	<u>次世代自動車分野に関する</u> 新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発を行う事業 ※構想段階のものは対象外	<u>次世代自動車分野に関する</u> 研究成果を活用し、事業化に向けたさらなる研究開発等の取り組みを行う事業(事業終了後1年以内に対象製品の販売が見込めるもの)
対象者	大学(高専を含む)又は公設試験研究機関と共同研究を実施する静岡県内中小企業者・中堅企業*1	静岡県内中小企業者・中堅企業*1	静岡県内中小企業者・中堅企業*1
助成率	2/3		
助成限度額	1,000万円 (2年合計2,000万円)	500万円	2,000万円 (2年合計3,000万円)
助成対象期間	1年以内 (2年計画継続申請可)*2	1年以内	1年以内 (2年計画継続申請可)*2
助成期間	交付決定日～ 令和4年1月末日		交付決定日～ 令和4年2月末日
対象経費	原材料費、機械装置購入等経費(レンタル・リースを原則とする)、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、消耗品費		原材料費、機械装置購入等経費(レンタル・リースを原則とする)、 <u>産業財産権関連費</u> 、外注加工費、 <u>構築物購入等経費(プレハブ等簡易なものに限る)</u> 、技術コンサルタント料、委託費、 <u>販路開拓費</u> 、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、消耗品費

\*1：中堅企業とは、中小企業基本法第2条第1項に該当しない企業のうち、売上高が1,000億円未満または従業員が1,000人未満の企業をいう

\*2：審査・交付決定は、単年度ごと実施します。

協調領域における研究開発

基盤技術の開発を、協調領域として各社が共同して取り組む場合にも補助事業(産学官連携型、一般型)を活用いただけます。(但し、補助金は主となる1社が申請し、補助金の交付もその企業に対して行います。)